

## 第2編 災害予防



# 第1章 災害に強いまちづくりの実現

## 第1節 都市の防災機能強化計画

### 第1 目的

まちづくりの総合的な計画に基づき、防災空間確保など市街地の防災機能の強化、建築物や土木施設に対する防災対策を推進することにより、地震や風水害、大規模火災等に強いまちを形成する。

### 第2 業務内容

#### (1) 防災まちづくり方針の策定

都市計画マスタープランとの整合のもと、防災に配慮した土地利用計画、防災空間、防災拠点の配置計画、面的整備事業の計画等を内容とする防災まちづくりの方針を策定する。

#### (2) 防災空間の確保

市は、市街地における防災空間を形成する道路や公園、河川等の根幹的な公共施設の整備、市街地の整備を推進する。

##### ア 防災公共空間の整備

##### (ア) 緑地保全地域・特別緑地保全地区の指定

都市緑地法に基づき緑地保全地域等を指定し、良好な緑地空間を保全する。

##### (イ) 延焼遮断空間を形成する公園や道路等の整備

幹線道路、都市公園、防災遮断緑地、河川等の整備や沿道建築物のセットバックや不燃化、難燃性街路樹整備等を総合的に推進する。

##### (ウ) 防災道路や避難路となる道路の整備推進

緊急輸送に必要な幹線道路や避難路となる道路の整備を推進する。緊急輸送道路に指定された施設の管理者は、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占有の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化を推進する。

##### (エ) 防災拠点や避難地となる都市公園・緑地の整備推進

都市公園や緑地等の整備とともに、市街地内近隣公園等を防災公園に指定し、そこでの耐震性貯水槽やヘリポート等の災害応急対応施設の整備を行う。

##### (オ) 消防活動空間確保のための街路整備

消防活動困難区域における街路整備により、消防活動困難区域解消を図る。

## イ 市街地開発の推進

防災上危険な市街地の解消のため、土地区画整理事業等の面的整備事業を推進する。

### (3) 防災拠点・避難施設の整備

市は、地域の防災活動拠点となる施設の整備、避難場所や避難路等の避難施設の計画的確保、整備を進める。

#### ア 防災拠点の整備

##### (ア) 地域の防災活動拠点の整備

災害応急活動の中核拠点として、災害対策本部、自衛隊集結・活動拠点、消防広域応援部隊集結場所、ボランティアセンター本部、医療救護所、広域的救援物資集配拠点、災害用臨時ヘリポートなどを設置する予定施設を定め、それぞれ必要な機能を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地域拠点の整備に努める。

##### (イ) 広域的な避難・防災拠点の整備

首都直下地震などの大規模災害に備えるため、つくば市域及び周辺を含む広域的な避難・防災拠点の整備の推進を図る。

#### イ 避難施設の整備

##### (ア) 避難施設整備計画の策定

市は、市内の人口分布や道路、公共施設の状況を勘案し、避難場所及び避難路等の整備に関する計画を作成し、状況変化に合わせて随時見直しを行う。

##### (イ) 避難場所・広域避難場所の整備

公園、緑地等を対象に、設置基準に基づき避難場所の整備を行う。また、大規模な災害時に備え、広域避難場所を、その設置基準に従って整備する。

##### (ウ) 避難路の確保

広域避難場所を指定した場合は、市街地の状況に応じ、設置基準により避難道路を選定する。

### (4) 建築物等に対する対策

建築物等の災害に対する安全性を高めることにより、被害の防止、軽減を図る。また、防災活動の拠点となり得る建築物の耐震・耐火性を強化し、安全性・信頼性を向上させる。

#### ア 公共建築物対策

##### (ア) 防災上重要な施設の指定

市は、学校や行政庁舎等、災害応急対策の推進上重要な公共的施設を「防災上重要な施設」に指定し、必要に応じ指定建築物の耐震診断、安全点検を行う。

(イ) 防災上重要な施設の安全性強化

防災上重要な施設に指定した建築物は、耐震診断、定期的な安全点検を行い、重要度、必要度の高いものから、計画的に耐震補強工事、危険箇所の補強・補修等を行う。

(ウ) 新設建築物の耐震・耐火構造化等

公共建築物の新設においては、地盤調査を実施するとともに、最新の耐震設計基準等による建築を徹底する。

(エ) その他の建築物

防災上重要な施設以外の建築物は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123条）の趣旨に基づき、計画的に耐震診断を行い、その結果に応じ耐震補強等の改修を実施する。

イ 民間建築物・その他構造物の対策

(ア) 民間建築物の耐震・耐火性の向上

既存建築物の耐震診断や改修の必要性などについて、パンフレットや各種広報媒体等を活用した住民への啓発活動を推進する。また、耐震診断や耐震改修に関する相談窓口を設置する。

(イ) 定期報告制度の活用

建築基準法第12条に基づく特殊建築物等の調査・検査報告を活用し、建築物の所有者または管理者に対し防災上必要な助言を行う。

(ウ) 木造住宅耐震診断事業の推進

昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅は、地震被害の危険性が高いため、耐震診断事業を積極的に推進する。

(エ) ブロック塀等の倒壊防止対策

避難路の安全確保のため、ブロック塀、自動販売機等の転倒防止対策について助言、要請を行う。

(オ) 屋外広告物等の落下防止対策

危険性のある屋外広告物、看板等については実態調査を行い、撤去や改修補強等の指導、要請を行う。

(カ) 家具等転倒防止の推進

建築物内の家具等の転倒防止についての啓発活動を推進する。

ウ 建築物の液状化被害予防対策

木造建築物について、必要に応じ地盤が軟弱な区域を指定し、小規模建築物（階数3以下）に対し液状化発生予測手法等を指導する。地盤に液状化の可能性がある場合は、地盤改良等の対策を指導する。

**エ 文化財の防災対策**

文化財の管理状況を調査し、所有者、管理者に対し防災に関する勧告、助言、指導を行うとともに、防災施設・設備（収蔵庫、火災報知機、消火栓、貯水槽、避雷施設、防災標識等）の設置を促進する。

**オ 防火のための地域指定**

震災等による火災で多くの被害発生が予想される地域では、防火地域、準防火地域の指定により耐火建築物または防火建築物の建築を促進する。また、それ以外の市街地では、建築基準法第22条に基づき、屋根不燃化区域の指定を行う。

**カ 応急危険度判定体制の確立**

応急危険度判定士の養成を促進するとともに、判定士の受入れ体制の整備や必資機材の確保・整備、連絡・動員のための組織体制整備など、実施体制の確立に努める。また、制度の趣旨について住民への啓発に努める。

**(5) 土木施設に対する対策**

道路、鉄道、河川等の土木施設は、災害による被害を最小限にとどめられるよう、各施設等管理者は、耐震性の強化など事前の対策を推進する。

**ア 道路施設の防災性向上**

道路施設のうち、橋梁及び盛土区間では、耐震診断に基づき危険度が高い施設の耐震化及び長寿命化対策を進めるとともに、落石や斜面崩壊などの恐れがある箇所については落石防止柵、法面保護等の対策を実施する。また、緊急輸送道路については、耐震診断に基づいた補強計画を策定して機能の強化を図る。

**イ 鉄道施設の防災性向上**

鉄道高架橋、橋梁、盛土、土留、トンネル等の定期的点検、耐震補強など防災強度の向上を進める。

**ウ 河川・ため池等の防災対策**

河川の耐震性の点検や適切な対応を進めるとともに、水門、樋管など河川構造物の改築改良にも努める。ため池については、諸元等の情報整備により緊急点検を要するため池の耐震事業化を進める。

---

## 第2節 水害予防計画

---

### 第1 目的

各種の氾濫対策を推進することにより、市域内における水害の予防、被害の軽減を図る。

### 第2 業務内容

#### (1) 外水氾濫対策

浸水想定区域においては、氾濫時の避難に必要な情報等を、各種広報手段やハザードマップ等によって住民に周知するとともに、必要に応じ避難勧告等の判断・伝達等のマニュアル作成に努める。また、河川のテレメータシステムの更新を図り、出水時には迅速に対処できる体制を整える。地下施設等の建設に際しては、施設管理者に避難確保計画の作成を指示するなど、浸水対策、避難対策の普及を促進する。

#### (2) 内水氾濫対策

台風や集中豪雨による洪水、浸水被害を軽減するため、市域内の河川、排水路の実態を常に把握し、危険が予想されるものについては改修事業を進めるとともに、ため池についても、台帳に基づき改修計画を立て、対策を推進する。また、市街地部では下水道の整備を推進する。

#### (3) 要配慮者利用施設における避難確保体制

浸水想定区域内に位置し、つくば市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するために、避難確保計画を作成し、それに基づき、避難訓練を実施するものとする。

市は、当該施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成や避難訓練の実施に必要な支援等を行うものとする。

---

## 第3節 土砂災害予防計画

---

### 第1 目的

急傾斜地等での土砂災害の防止に関する対策を講ずることにより、住民の生命、財産の安全確保を図る。

### 第2 業務内容

#### (1) 土砂災害危険箇所の把握と周知

平常時から土砂災害危険箇所の状況把握に努め、その情報の周知を図る。

##### ア 危険箇所のパトロール

出水期を中心に、土砂災害危険箇所等を点検し、地表や擁壁の状態等を把握し、異常を発見した場合はその情報の伝達、周知、共有を図る。

##### イ 土砂災害危険箇所の周知等

土砂災害危険箇所について、ハザードマップの作成・配布等により住民に周知する。特に、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定された区域については、情報の伝達方法や円滑な警戒避難のために必要な事項の周知を徹底する。

#### (2) 土砂災害防止対策の推進

土砂災害危険箇所における災害の発生を未然に防止するための土地利用、必要な規制及び防災工事等の対策を推進する。

##### ア 安全を重視した土地利用

土砂災害等の危険性が高い地区については、土地利用について安全性の確保の観点から総合的な検討を行い、土地利用の適正化を誘導する。

##### イ 特定開発行為の制限等

土砂災害特別警戒区域については、土砂災害防止法第9条に定める特定開発行為に関する事項その他同法の規定に基づき、建築物の構造等の規制及び必要に応じて移転勧告等を行う。

##### ウ 防災工事の促進等

土砂災害危険箇所については、県に対して急傾斜地崩壊対策事業等による防災工事の促進を要望する。

#### (3) 警戒・避難体制の強化

土砂災害関連情報の収集・伝達体制を充実するとともに、避難勧告等の判断、伝達等のマニュアル作成や避難経路の調整に努める。

#### (4) 二次災害防止体制の整備

二次災害防止のため、斜面判定士、砂防ボランティア、被災宅地応急危険度判定士の活用を図り、その派遣要請、受け入れ、実施体制を整備する。

#### (5) 造成地災害防止対策の推進

宅地造成開発許可、建築確認等の審査及び工事施工に対する指導、監督を通じて、造成地での災害防止を図る。人工崖面での擁壁設置や軟弱地盤の改良等を指導するとともに、災害の恐れのある大規模な造成宅地は、その位置、規模等を特定し、宅地造成等規制法に基づく造成宅地防災区域の指定を推進する。

#### (6) 液状化対策の推進

県の地盤情報のデータベースを活用し、液状化についての知識の普及に努めるとともに、危険度調査結果を防災カルテや防災マップ等の形で公開する。また、被害軽減のため、締固め、置換、固結等の有効な地盤改良の実施を促進する。

#### (7) 要配慮者利用施設における避難確保体制

土砂災害警戒区域内に位置し、つくば市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該施設の利用者の土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保するために、避難確保計画を作成し、それに基づき、避難訓練を実施するものとする。

市は、当該施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成や避難訓練の実施に必要な支援等を行うものとする。

---

## 第4節 火災予防計画

---

### 第1 目的

火災予防対策に万全を期すとともに、大規模火災に対する予防体制と活動管理体制を構築し、火災発生の未然防止と防火管理体制の強化を図る。

### 第2 業務内容

#### (1) 防火管理等の推進

防火対象物の管理権限者及び防火管理者に対し、適正な防火指導を行うことにより、火災予防体制を充実させる。

##### ア 建築物の防火管理体制の充実

必要に応じ防火管理に関する講習会を計画的に開催し、資格者の養成を図るとともに、消防法の規定に基づき防火管理者に選任されている者に対する消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理、その他防火管理上必要な業務の実施について、適正な指導を継続することにより防火管理制度の強化を図る。

##### イ 防火査察の強化

火災発生の対象となるすべての防火対象物及び危険物施設の防火査察を計画的に実施し、消防法令の履行状況や火災予防に係る管理状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所に対して必要な措置を講じるなど、徹底した是正指導を行う。

#### (2) 建築物の防火の推進

建築物の新築や増改築に際して、耐火性や防火性の高い構造での建築を推進・指導するとともに、特に多数の人が出入りする大規模な既存の防火対象物に対しては、消防法令に基づく消防用設備等の設置及び維持管理状況を的確に把握し、必要に応じて防火上及び避難上に係る適正な指導を行う。

#### (3) 大規模火災等に対する初動体制の強化

大規模火災等の緊急時における情報の収集、通報、連絡の体制を明確に定めておくとともに、応急活動マニュアルを作成し、近隣の事業所、関係機関等と相互の連携強化に努める。

#### (4) 市民等の防火意識高揚

火災予防に係る各種啓発活動や消防訓練を通して、市民に自主的な火災予防対策の向上を促進する。

市民に対する住宅用火災警報器の設置促進を図るほか、消火器の取扱方法、消防機関への早期通報及び迅速な避難方法を実践的に指導することにより、日常的な市民の防火意識の高揚を図る。

#### (5) 化学薬品等の危険物からの出火防止対策

化学薬品等の危険物を貯蔵又は取り扱っている研究機関、教育機関その他の事業所における災害発生の未然防止を図るため、情報の収集や連携強化に努めるとともに、化学薬品等の適正な取扱い及び維持管理の徹底を促す。

---

## 第5節 林野火災予防計画

---

### 第1 目的

平常時からの火災の防止対策や応急体制への備えの強化により、林野火災の発生を未然に防止し、被害の軽減を図る。

### 第2 業務内容

#### (1) 林野火災予防対策

林野火災の多発期を重点に、森林パトロールを実施するとともに、林野火災の発生または拡大の危険度が高い地域を林野火災特別地域とし、林野火災特別地域対策事業計画に基づいて事業を推進する。

#### (2) 林野火災対応体制の充実

組織体制、資機材等の両面から、林野火災への備えを強化する。

##### ア 予防体制の強化

林野火災発生時の情報の収集、通報、連絡の体制を明確にしておくと同時に、非常参集体制の整備、災害時活動マニュアルの作成、隣接市町との間など防災関係機関相互の連携強化に努める。

##### イ 林野火災予防用資機材等の充実

林野火災用の消防水利を増強するとともに、林野火災予防用資機材の整備充実を図る。また、空中消火の拠点となる緊急ヘリコプター離発着場を確保し、補給体制などを整備する。

#### (3) 林野火災の予防啓発

林野火災発生原因の大半を占めるたばこの不始末等による失火を防止するため、予防広報により防火思想の普及・啓発を図るとともに、実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、林野火災対応能力の向上に努める。

## 第6節 危険物等災害予防計画

### 第1 目的

危険物に相当する石油類や高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射能等に起因する災害の未然防止及び被害の拡大防止により、市民の安全確保を図る。

### 第2 業務内容

#### (1) 危険物災害予防対策(共通事項)

様々な危険物災害を想定し、その予防体制、情報収集・連絡体制、応急体制の整備や知識の普及を図る。

##### ア 保安体制の確立

###### (ア) 自主保安体制の整備促進

危険物等の貯蔵・取扱を行う事業者が法令で定める技術基準を遵守するとともに、自主保安規定の策定、自衛消防組織等の設置、定期点検、自主点検の実施など自主保安体制の整備を促進する。

###### (イ) 立入検査の強化

危険物関係施設に対する消防職員の立入検査を徹底し、必要な事項についての行政指導を行い、安全性向上につなげる。

###### (ウ) 消防対応力の強化

化学消防力の強化を進めるとともに、危険物事業所での消防資機材の整備充実、消火薬剤等の充実、消火技術の向上や意識高揚を促進する。

##### イ 保安教育の実施

危険物事業所の管理責任者、防災管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員はもちろん、全従業員及び協力会社に至るまで、保安管理の向上のための講習会、研修会等の保安教育の実施に努める。

##### ウ 情報の収集・連絡体制の整備

緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

##### エ 災害応急体制の整備

防災関連機関は、危険物災害の応急活動マニュアルを作成し、その内容を周知させるとともに、緊急時には相互応援するなどの連携関係を構築しておく。

##### オ 防災知識の普及・訓練の実施

関係機関や住民等と連携した実践的訓練の定期的・継続的な実施などにより、事故災害対応能力の向上、防災知識の普及・啓発を図る。

## (2) 石油類等危険物施設の災害予防対策

石油類等危険物（消防法第2条第7項に規定されているもの）施設について、施設の保全やタンクの安全対策、保安体制の強化を進める。

### ア 施設の安全対策

危険物施設において、法の規定を遵守し、安全確保に努めるとともに、石油タンクについて、設置箇所の地盤調査、工法等技術上の基準についての配慮を指導する。既設タンクは適時又は定期的に沈下測定を行い基礎修正、自主検査体制の確立を指導する。また、防災施設、防護措置の強化や防災管理システムの強化を促進する。

### イ 保安体制の確立

事業所では消防法の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、従業員の防災教育、防災訓練による自主防災体制の確立、隣接事業所間との自衛消防隊の相互協力体制の強化を図る。また、立入検査により必要な場合は助言または指導を行う。

## (3) 高圧ガス・火薬類の災害予防対策

高圧ガス（高圧ガス保安法第2条に規定されるもの）及び火薬類（火薬類取締法第2条に規定されるもの）の災害予防対策を進める。

### ア 一般高圧ガス・火薬類の対策

火薬類、高圧ガスの取扱いに対する保安検査、立入検査により指導を行うとともに、保安団体の活動促進を図る。火薬類の運搬の届出に対しては、必要な安全指示を行う。

### イ 毒性ガスの対策

毒性ガス取扱施設における事故対策として、風向計の設置やガスマスク等防災用機器の整備等を進めるとともに、毒性ガス施設について広域的に情報交換を行うなど、被害防止体制の確立を図る。

### ウ 都市ガスの災害予防対策

消防法の規定に基づき、必要に応じ火災予防査察を実施し、災害の未然防止を図る。また、大規模な地階のガス漏れ及び爆発事故の予防のため、関係機関間で申し合わせを作成し、定期点検を厳格に行う等の対策を講ずる。

## (4) 毒物劇物取扱い施設の災害予防対策

毒劇物（毒物及び劇物取締法第2条に規定されているもの）の取扱に対し、指導を行うとともに保安体制の自己点検を求める。

### ア 取扱施設への指導の強化

法により登録が義務づけられている施設に対し、危害防止規定の整備を指導するとともに、登録外施設についても取扱量の調査、防災体制整備の指導を行う。

#### イ 取扱施設の保安体制の自己点検の充実

毒物または劇物による危害を防止するため、事業者には危害防止規定の整備を求め、保安体制の自己点検の充実を促す。

### (5) 放射性物質事故災害予防対策

放射性同位元素及び放射線使用施設に係る災害を予防するため、保安体制の強化や維持管理指導の推進を図るとともに、放射性物質等の運搬中の事故予防対策を講ずる。

#### ア 保安対策の強化

放射線使用者(放射性物質を取扱う者)や関係機関が連携して保安体制を強化し、法令に定める適正な障害防止のための予防措置、保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図る。

#### イ 維持管理指導の推進等

放射線使用者に対し、災害時の措置を放射線障害予防規定に定める等、法令に基づき適正に維持管理するよう指導の徹底を図るとともに、医療法第25条第1項に基づく医療監視を行い、監視結果による指導、施設管理者が空間放射線量の増加と空気中あるいは水中での放射能、化学薬品等による人的災害防止のための措置実施の指導を行う。

#### ウ 核燃料物質等の運搬中の事故予防対策

核燃料物質の事業所外運搬中の事故の予防対策については、原子力事業者や関係防災機関が相互に協力し、輸送容器の安全性、輸送業務の特殊性を踏まえ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うための体制整備を図る。

---

## 第7節 石油等の燃料確保

---

### 第1 目的

石油類の備蓄・供給体制を整備し、災害時における救出・救助等の災害対応車両への給油や、病院、避難所等での暖房用燃料の確保等に資する。

### 第2 業務内容

#### (1) 公共用燃料の確保対策

公用車や災害対応車両は常に燃料の残量を確認し、緊急時に十分な走行が可能な状態としておくとともに、市内の石油事業者との協定締結により、それら車両への燃料の優先供給の体制づくりに努める。また、学校など主要な避難所施設では、暖房用燃料（灯油）の残量を確認し、補充、備蓄に努める。

#### (2) 災害時の供給体制の確保対策

災害時に石油事業者が、災害対応車両等への燃料供給を継続できるよう、施設、設備の耐震化や動員体制、応援協力体制の確立等に努める。

---

## 第8節 上水道施設災害予防計画

---

### 第1 目的

上水道施設の耐震化や応急対応能力の強化によって、災害時の水道施設被害を最小限にとどめ、速やかに水の供給を確保できる体制を整える。

### 第2 業務内容

#### (1) 上水道施設の耐震性強化等

上水道の送配水施設、浄水施設、取水・導水施設等における施設更新計画を立て、耐震化の推進や設備の増強を計画的に進めるとともに、日常の保守点検、維持管理等を確実に行う。配水池等、市街地内の重要施設で耐震性に問題があるものについては、二次災害防止の観点からも補強または更新を図る。

#### (2) 給水装置・受水槽の耐震化

利用者の理解と協力を求め、給水装置や受水槽の耐震化を指導する。特に、避難所となる施設や病院等の防災上重要な施設については優先的に耐震化を促す。

#### (3) 緊急時給水能力の強化

被災した上水道施設の復旧マニュアルを作成し、上水道施設の応急復旧用資機材の整備・備蓄を推進するとともに、各水道事業者間の連携を強化する。緊急用水の確保や配水池容量の拡大、浄水施設や配水池への緊急遮断弁の設置など、緊急時の給水能力確保に向けた体制、施設の整備を図る。

---

## 第9節 公共電気通信施設災害予防計画

---

### 第1 目的

電気通信事業者は、固定電話、携帯電話、その他情報通信、公共電気通信に関する施設について、災害時に通信機能が確保され、情報伝達等に活用できる体制を整える。

### 第2 業務内容

#### (1) 電気通信施設やシステムの高信頼化

災害発生時にも通信を確保できるよう、電気通信設備の耐震化など、防災設計による整備を推進するとともに、伝送路の多重化、中継交換機器の分散化など、電気通信システムの高信頼化を推進する。また、電気通信処理システムに関するデータベース等の災害時における滅失や損傷を防ぐため、保管体制の強化を図る。

#### (2) 災害対策用機器・資機材等の確保

非常用通信装置をはじめとする災害対策用機器、車両等の保管場所、数量を定め、配備する。また、復旧用資材、機器、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努め、災害時の輸送計画を定めることにより輸送力の確保を図る。

#### (3) 災害時措置計画の作成

災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換装置及び運用措置に関する措置計画を作成する。

#### (4) 事業者間連携や人的体制の確保

電気通信事業者における緊急時の対策要員の確保、動員の体制を定めておくとともに、関係事業者間の相互応援、協力が円滑にできるよう、予めその措置方法を定めておく。

---

## 第10節 電力施設災害予防計画

---

### 第1 目的

電気事業者は、電力設備について、様々な災害を想定した予防計画を持ち、電力施設の災害を防止し、発生した被害の拡大防止、早期の復旧を実現するため、災害発生原因の除去、耐災環境の整備につとめる。

### 第2 業務内容

#### (1) 災害予防措置に関する事項

地震、風水害、雷害、火災その他様々な災害による電力施設・設備の被害を想定し、保有する電気設備について、送電設備、変電設備、配電設備等の耐震性や液状化への配慮、工作物の定期的な巡視、点検等の災害予防対策を講ずる。

#### (2) 防災教育・訓練

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、迅速かつ適切に災害業務を遂行するために、災害に関する専門知識の普及、防災意識の高揚を図る。また、平時から定期的な防災訓練を実施するとともに、災害対策を迅速かつ円滑に遂行できるよう努める。また、災害時の広報体制を準備しておく。

#### (3) 災害対策用資機材の確保等

震災時に備え、平時から災害対策用資機材等の確保に努めるとともに、整備点検を行い、非常時に備えておく。また、災害用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、ヘリコプター等の輸送力の確保に努める。

---

## 第11節 都市ガス施設災害予防計画

---

### 第1 目的

一般ガス事業者は、都市ガスの供給にかかる総合的な災害予防対策により、災害によるガス施設の被害を最小限にし、またガス漏洩による二次災害を防止し、安全な供給を確保する。

### 第2 業務内容

#### (1) 設備面からの災害予防対策

ガスの供給所設備については、耐震性の向上をはじめ、防消火設備、保安電力設備などの整備を進めるほか、日常の防火管理、維持管理を厳格に行う。導管関係施設についても耐震性の強化を進め、保安規定等に基づき定期的な点検、検査等の維持管理を図る。

#### (2) 体制面の災害予防対策

ガス供給関係事業所等における緊急事故処理訓練や教育、非常招集訓練、震災訓練等により、安全意識の向上、動員や情報伝達、応援協力など災害発生時の即応体制を強化する。

#### (3) 災害予防のシステムの確立

都市ガス供給エリア内主要地点に地震計を設置し、震度情報システムを確立する。また、防災機能を盛り込んだ製造供給システム確立のための対策を進める。

#### (4) 災害対策用資機材の確保等

災害時の応急措置に必要な緊急用資機材、各種材料等を確保し、常時その点検、整備、在庫確認を行う。

## 第12節 鉄道施設災害予防計画

### 第1 目的

鉄道事業者をはじめ防災関係機関は、平常時から鉄道施設の実態や周囲の諸条件を把握し、災害発生時の対応体制を整えることにより、災害による鉄道被害の軽減、事故の防止を図る。

### 第2 業務内容

#### (1) 施設の点検や補修

鉄道施設や設備が、災害により機能に支障を生ずることがないように、定期的な点検と問題が発見された場合の補修等を随時行う。

#### (2) 災害応急体制の整備

鉄道事業者をはじめ防災関係機関は、災害時の応急活動等に関する対応体制の整備を進める。

##### ア 災害対応マニュアルの整備

鉄道施設や列車運行の実情を踏まえ、必要に応じて災害時の応急活動のためのマニュアルを作成し、関係職員や事業所への周知徹底を図る。

##### イ 情報収集連絡体制の整備

緊急時の通報、連絡体制を確立する。とともに、民間企業や報道機関、住民等からの多様な災害連絡情報の収集体制の整備を図る。

##### ウ 線路警戒体制の確立

線路及びその周辺の環境条件、気象条件等の変化に対応した線路警戒体制を確立する。あわせて、パトロール等による異常情報の迅速な提供体制の確立を図る。

##### エ 防災関係機関相互の連携体制確立

防災関係機関は、鉄道災害や事故発生時の応急活動及び復旧活動において、連携を要する関係機関相互の応援協定締結など、平常時より連携を強化しておく。

#### (3) 災害応急体制の整備

鉄道事業者や関係機関が連携し、鉄道災害や事故発生を想定した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、緊急時の対応能力の向上に努める。

## 第2章 災害応急対応力の強化

### 第1節 防災組織及び活動体制の整備

#### 第1 目的

市及び防災関係機関等が平常時から災害に備えるとともに、それぞれの防災体制を整え、また相互の連携を強化して、総合的な防災体制を確立して災害対策の円滑な実施に備える。

#### 第2 業務内容

##### (1) 防災組織体制の整備と運用

市及び防災関係機関等における防災組織体制の確立と、それが災害時に円滑に機能するよう、組織内での周知徹底を図る。

##### ア つくば市防災会議

防災会議は、つくば市防災会議条例に基づき設置される組織で、市長を会長とし、地域防災計画の策定と実施の推進や、つくば市の地域に係る防災に関する重要事項の審議を行う。

##### イ 庁内・機関内の体制強化

市の各部局及び防災関係機関等は、災害時の担当業務やその実施体制、震災応急対策に関する活動要領（「行動マニュアル」）を作成し、必要に応じ修正を加えながら、職員への周知徹底を図るとともに、訓練や部局間等の情報交換を緊密に行うことやつくば市学校防災推進委員会等により連携体制を強化しておく。

##### (2) 相互応援体制の整備

市や県、国、防災関係機関等の相互間で、応援協定の締結や訓練の実施等により連携を強化して防災組織体制を補完し、万全を期す。

##### ア 市町村間の相互応援

市は、大規模災害時の県外市区町村との応援協定について、その締結や内容見直しに努める。また、災害時の応援要請の手続きや情報伝達、応援要請後の応援部隊の効率的な活動のための受入窓口や指揮連絡系統等についてマニュアルを整備するとともに、平常時から訓練、情報交換等を実施しておく。

##### イ 国等の機関による職員派遣の要請

災害時に国等の機関による職員派遣が迅速かつ円滑に行えるよう、要請手続き等のマニュアルを整備しておく。

#### ウ 公共的団体等との協力体制の確立

市は、市域内または所掌事務に関係する公共的団体等に対し、災害時に積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。そのために、各公共的団体等の防災体制の充実を指導し、相互の連絡を密にする。また、公共的団体等は、市の防災訓練に積極的に参加し、相互応援体制の実効性を確立する。

#### エ 防災関係機関相互間の連携

市域を管轄し、または市域内にある防災関係機関は、災害時に相互に連携し、円滑かつ効率的に対策を講じられるよう、平常時から情報交換、連絡調整の場を整備し、連絡を密にしておく。

### (3) 防災活動体制の整備

災害時に防災組織が円滑に機能するよう、その拠点となる本庁舎をはじめとする施設において、情報通信機器、防災用資機材の整備、物資の備蓄等を行い、常時適切に管理して、災害時の活動に備える。

### (4) 防災に関する調査研究の推進

市内の研究機関との連携、による災害要員や被害想定調査研究を推進し、災害の未然防止、被害の軽減、円滑な災害復旧・復興の実施、防災まちづくりに役立てる。

---

## 第2節 情報収集・伝達体制の整備

---

### 第1 目的

平常時から気象や災害に関する情報の収集・伝達体制の整備・充実に努め、予警報の伝達が迅速かつ的確に行われるようにし、また、災害発生時に被害情報の収集、情報連絡が円滑に行われるようにする。

### 第2 業務内容

#### (1) 情報通信施設・体制の整備

災害時における情報連絡活動の重要性に鑑み、情報通信連絡施設・設備の整備・充実に進めるとともに、その運用体制の強化を図る。

##### ア 情報収集・伝達体制の整備

災害時に一早い情報収集及び伝達を確立するため、区会や自主防災組織などの地域団体や関係機関等との連絡体制を確立し、運用体制の強化を推進する。

また、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域においては、区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達方法を定めるものとする。

##### イ 情報発信システム等の整備

FM放送の「ラヂオつくば」、「IBS」、CATVの「ACCS」、緊急速報メール（エリアメール）、電子メール、SNS、防災行政無線、県による防災ウェブなどの効果的な運用・連携方法を検討し、整備を推進する。また、防災拠点間の迅速・適切な連携のため、複信方式による無線通信システム、衛星携帯電話の整備など効果的通信手段の導入を検討、推進する。

被害情報の応急対策の活動情報を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

##### ウ 消防無線の整備

消防無線システムの整備強化を進めると同時に、広域応援体制による消火活動の円滑化のため全国共通波の整備に努める。

##### エ 情報通信設備等の耐震化

情報通信施設・設備・機器については、災害時の機能確保のため、日常の保守点検と的確な操作の徹底に努めるとともに、耐震化・免震の措置、通信回線の多ルート化や制御装置の二重化によるバックアップ機能の強化、停電対策としてのバッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努める。

## オ 無線通信の人的体制の確保

### (ア) 無線従事資格者の養成

無線通信設備の適正な運用のため、無線従事資格者の養成を推進する。

### (イ) アマチュア無線ボランティアの確保

災害発生時におけるアマチュア無線ボランティアの活動を支援するため、予めアマチュア無線ボランティアの担当窓口を設置し、関係団体との連携を図る。

## (2) 防災情報システムの整備

県の防災情報システム等を活用し、防災情報のデータベース化、情報収集・伝達訓練の高度化、防災行政事務の効率化等を図り、平常時の予防対策の強化に資する。また、各種防災情報システムは、地震や風水害等による被害防止や迅速なシステム復旧に備え、システムの防災対策を十分に行う。また、効果的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について整備する。

---

## 第3節 救助・救急体制の整備

---

### 第1 目的

救助・救急に関して、その体制や施設等の整備を推進し、災害による人的被害の最小化に万全を期す。

### 第2 業務内容

#### (1) 救助・救急体制の整備

災害による傷病者や孤立者等の救助体制、迅速・的確な応急処置や医療機関への搬送等を行う救急体制を確立する。

##### ア 救助活動体制の整備

消防本部における特別救助隊の編成など、救助体制の充実を図る。

##### イ 救急活動体制の整備

救急救命士の計画的な養成や、住民に対する応急手当の普及啓発、医療機関との連携強化等を推進する。

##### ウ 救助・救急隊員の教育訓練

救助・救急隊員の教育訓練を充実強化し、状況判断能力と救助技術の向上を図る。

##### エ 救助・救急の応援体制の確保

緊急消防援助隊、広域消防相互応援協定等により、一層強力な救助・救急の応援体制を確保する。

##### オ 地域の救出・応急手当能力の向上

自主防災組織等による初期段階での家屋倒壊現場等からの救出に役立つ資機材の備蓄や調達体制整備を促進するとともに、救助訓練や応急手当方法の普及啓発を図る。

#### (2) 救助・救急関係施設等の整備

迅速かつ的確な救助・救急を行うのに必要な施設、設備、機器等の整備を進める。

##### ア 救助・救急施設・資機材の整備

救助工作車、救助用資機材等の計画的な整備、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材の整備と、それらの日常の保守管理に努める。また、交通途絶時等のヘリコプターによる救急搬送体制確立のため、臨時離発着場の整備を進める。

##### イ AED（自動体外式除細動器）の設置促進

公共施設など不特定多数の人が集まる場所から順次、AED（自動体外式除細動器）の設置を進め、併せて取扱方法の研修を行う。

### (3) 集団救急事故対策の推進

集団救急事故を想定した体制を整備強化し、訓練の実施や救急救助資機材の充実、救急隊員の養成、受入医療体制の充実を進める。

---

## 第4節 応急医療体制の整備

---

### 第1 目的

平常時より、初期医療体制、後方医療体制及び広域医療体制の整備を進め、災害時に広域あるいは局地的に発生する多数の傷病者への医療救護需要に迅速かつ的確に対応する。

### 第2 業務内容

#### (1) 医療救護施設機能の確保

病院、保健センター等の施設が災害時に応急医療救護の拠点として支障なく機能できるよう、施設面、体制面の強化を図る。

##### ア 医療救護施設の防災対策

病院、保健センター等の医療救護施設では、ライフラインが寸断された場合でも診療機能が維持できるよう、施設建築物や受水槽（貯水槽）の耐震化、自家発電装置、自家用井戸の確保などを行う。

##### イ 医療救護体制の確保・充実

病院等では、災害時の対応について病院防災マニュアルを作成し、その周知徹底を図るとともに、災害時に備えた配備体制の確立、防災訓練等に努める。

#### (2) 初期医療体制の整備

救護所の設置、救護班の編成、出動について、あらかじめつくば市医師会やつくば市歯科医師会と協議して計画を定めるとともに、自主防災組織等による軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援体制の計画を定める。

#### (3) 医療救護の人的・技術的体制拡充

病院等はトリアージ（傷病者の選別）や災害時の傷病治療に関する技術などに関する研修に努めるとともに、災害派遣医療チーム参加医師、看護師等の教育研修参加を促進する。また、県による医療ボランティア活動のための相談窓口の設置を支援する。

#### (4) 後方医療体制の整備

地域災害医療センター及び災害派遣医療チーム指定医療機関に指定されている筑波メディカルセンター病院及び筑波大学附属病院においては、災害拠点病院、DMAT指定医療機関として必要な機能の整備、また、他医療機関等への患者搬送体制の確立を図る。

**(5) 医薬品等の確保**

各防災関係機関は、災害時に必要となる防疫、医薬品等の備蓄を強化するとともに、医療救護所設置予定施設への配備を促進する。また、平常時から関連業者等との協力体制を整備しておく。

**(6) 医薬機関間情報通信体制の整備**

県の広域災害救急医療情報システム（EMIS）による平常時から医療救護関係つじょうほうの収集、提供に協力するとともに、その活用に努める。

---

## 第5節 消防体制の整備

---

### 第1 目的

消防力の充実など消防対応力の強化や、地域における初期消火能力の向上により、火災の被害、死傷者の発生を最小限にとどめる体制を整備する。

### 第2 業務内容

#### (1) 消防力の強化

災害時に速やかな消防活動を実行できるよう、消防本部の消防対応力の強化、消防車両・資機材の適正配備を図る。

##### ア 消防体制の強化充実

あらゆる災害への対応能力を有する消防本部体制の形成に努める。また、署所の配置について、地理的にバランスのとれた効率的な適正配置を進める。

##### イ 消防車両・資機材の充実

通常消防力の強化に加え、大規模災害時の活用が期待される可搬式ポンプ、水槽車、救助工作車などの整備を推進する。

##### ウ 消防水利の確保

「消防水利の基準」に基づく消火栓、防火水槽等の設置及び耐震化を進めるとともに、常時使用可能な状態への維持管理を図る。また、ビル保有水の活用、河川・ため池の利用、プールの利用など水利の多様化を進める。

##### エ 消防職員の教育訓練

消防環境の変化に対応し、消防職員の知識や技能の向上を図るための教育・訓練の充実を図る。

##### オ 消防団の育成・強化

消防団の地域住民と連携した消防防災活動の活発化や、資機材の整備、団員の確保や訓練などを総合的に推進する。

#### (2) 広域応援体制の整備

大規模または特殊災害時の消防活動の万全を期すため、広域消防相互応援協定等の締結を進め、相互の対応計画を立案するとともに合同訓練等を実施し、対応力の強化を図る。また、県による緊急消防援助隊の応援及び受援体制を整備する。

#### (3) 地域の初期消火力の向上

自主防災組織や自衛消防団、事業所等における消火資機材の充実や防火用水の確保、風

呂水のため置きなど、地域ぐるみの防火、初期消火力の向上に努める。

---

## 第6節 避難収容体制の整備

---

### 第1 目的

災害が差し迫った状況や発災時において、緊急的に避難し、身の安全を確保することができる場所として、指定緊急避難場所を指定する。また、災害での被災者のうち、住居の喪失等により引き続き救助を必要とする者の収容保護を行う指定避難所を予め指定、またその機能の整備と管理・運営体制の準備を行う。

### 第2 業務内容

#### (1) 避難所の指定と整備

災害時の避難所を指定し、円滑な管理・運営に必要な機能や設備の整備を行う。

##### ア 指定緊急避難場所の指定

災害対策基本法第49条の4第1項に基づき、大規模な公園・広場を指定する。

##### イ 指定避難所の指定

災害対策基本法第49条の7第1項に基づき、指定避難所を指定する。

指定避難所の設置場所は、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮し、市立小中学校や地域交流センター等とする。また、民間事業者等との協議により、大規模災害時の避難収容施設の確保に努める。

##### ウ 避難所の機能整備

指定避難所のうち、昭和56年度以前に建築された建物を重点に耐震診断を実施し、必要に応じ補強や改築に努める。また、避難所に必要な情報通信設備の整備、災害対策要緊急物資等の備蓄を進めるとともに、要配慮者に対応可能な施設の整備・充実に努める。

## (2) 避難所の管理運営体制の整備

災害時に避難所を開設した場合に、速やかに管理・運営体制を立ち上げ、自主運営とその支援ができるよう体制の準備を行う。

### ア 管理・運営方法の決定

災害発生後速やかに避難所の管理・運営体制を構築するため、予め維持管理体制及び災害発生時の要員の派遣方法などを定めておく。

### イ 避難者の自治体制の整備

避難所の円滑な運営のため、運営の中心となる自主防災組織等と協議し、予定される避難所ごとに、予め避難者の自治組織に係る事項や、避難者に対する情報伝達に係る事項などを定める「避難所運営マニュアル」の作成を図る。

### ウ 施設管理者の運営支援体制の整備

避難所の施設管理者に対し、予め避難所設置時の管理・運営への協力、運営の支援を依頼する。指定避難所の管理者が指定管理者となっている場合、役割分担等について、事前に指定管理者との間で指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門間等との定期的な情報交換に努める。

---

## 第7節 緊急輸送体制の整備

---

### 第1 目的

災害時の緊急輸送体制の整備により、災害発生後に消防や人命救助、応急復旧や救援のため直ちに必要となる輸送機能確保を図る。

### 第2 業務内容

#### (1) 緊急輸送道路の指定と整備

災害発生後に緊急輸送ルートを確認できるよう、事前の整備、対応力の強化を図る。

##### ア 緊急輸送道路の確保

県は、第一次から第三次にわたる緊急輸送道路ネットワークを指定し、市はそれらと一体となって機能する市域の主要施設、地区等を結ぶ路線を緊急輸送道路に加えて指定する。

##### イ 緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路に指定された道路の管理者は、当該道路の計画的な耐震強化など、災害時に機能を確認できる整備に努める。

#### (2) 交通規制計画

災害時の緊急輸送道路確保のための交通規制について、隣接市町や都県との連携も含め、実施体制の確立及び習熟を図るとともに、交通規制用資機材や非常時信号交通安全施設の整備、交通情報提供機能の強化を図る。

#### (3) 緊急輸送用資機材や車両等の調達体制の整備

各道路管理者は、災害時に緊急輸送道路の機能を確認するための啓開作業等に必要な資機材、車両等を常時確保できるよう、建設事業者等との協力関係の構築を図る。

市及び防災関係機関は、保有車両や災害時に確保可能な車両を継続的に把握・整理し、緊急通行車両の県公安委員会への事前届出手続きを行い、緊急通行車両事前届出済証の交付を受けるとともに、災害時の運用体制を整備する。さらに、運送関係団体等との協定により、車両及びその従事者等の確保体制を整備する。

#### (4) ヘリポートの指定と整備

緊急輸送の中継基地となる臨時ヘリポートを関係機関との協議の上指定し、それらの場所が災害時に有効利用できるよう、関係機関及び住民に周知徹底等の措置を講ずる。

## 第8節 要配慮者の支援体制の整備

### 第1 目的

高齢者や乳幼児、障害児、外国人など要配慮者のうち、避難に支援を要する避難行動要支援者について、情報の把握や伝達、避難誘導や救護等の支援体制を整え、それらの者の安全確保を図る。

### 第2 業務内容

#### (1) 在宅要配慮者の救護体制の確保

在宅で配慮を要する避難行動要支援者の情報を平常時から把握し、災害時に的確な情報を提供し、救護等の対応ができるように努める。

##### ア 避難行動要支援者名簿の作成・共有

地域に居住する避難行動要支援者の状況を把握し、災害対策基本法第49条の10に基づき避難行動要支援者名簿を作成する。

##### (ア) 要配慮者の把握

関係部局が把握している要配慮者の情報を集約し整理する。

##### (イ) 避難行動要支援者名簿の作成

要配慮者の要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、下記の要件に基づいて避難行動要支援者名簿を作成する。

##### 【名簿掲載の要件】

生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方

- ①要介護認定3～5を受けている方
- ②身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
- ③療育手帳A・Aを所持する知的障害者
- ④精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者で単身世帯の者
- ⑤その他、自ら避難することが困難と市が判断する者

※避難行動要支援者名簿を活用した避難支援そのものに対する信頼性を担保し、避難行動要支援者と避難支援等関係者との協働を円滑なものにするため、名簿情報を適正に管理し、避難行動要支援者のプライバシーの保護に努める。

(ウ) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

(エ) 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の転居や入院など、状況に変化が生じた場合は、その情報を関係部局及び避難支援等関係者に周知し、共有する。

(オ) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

災害時の避難の際に迅速に対応できるよう、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織などの避難支援等関係者に名簿情報を提供し、共有する。なお、名簿情報提供に際して、避難行動要支援者本人に同意を得る必要があるため、郵送や個別訪問を通して直接働きかけ、意思確認を行う。

(カ) 避難行動要支援者情報の管理

本市より名簿情報提供を受ける各関係機関は、名簿情報の漏えい防止のために必要な措置を講じなければならない。

イ **災害時の情報提供システムの整備**

障害者などへの災害時の迅速な情報伝達、避難誘導ができるよう、緊急通報装置等の給付や手話通訳者の確保等に努める。

ウ **地域での相互協力体制の整備**

民生委員・児童委員を中心に、避難行動要支援者の近隣住民（自主防災組織等）や地域ケアシステムの在宅ケアチーム、ボランティア組織等と連携し、安全確保に係る相互協力体制の構築を図る。また、避難行動要支援者や家族を含めた防災訓練の実施に努める。

エ **保育に欠ける児童等の保護対策**

保育に欠ける児童や災害により保護者等を失った児童の保護について、その方法や受入施設等を予め定めておく。

オ **マニュアル・相談窓口の整備**

避難行動要支援者の避難行動支援を円滑に行うためのマニュアルを作成するとともに、避難行動要支援者の相談窓口を設置する。

(2) **社会福祉施設等の安全対策**

社会福祉施設においては、災害時にその入所者や利用者の安全確保や避難誘導等ができるよう、対応体制の強化を図る。

ア **施設の防災組織体制の整備**

各施設等管理者は予め防災組織を整えとともに、非常用通報装置の設置など通

信手段の整備、社会福祉施設間の相互応援体制の構築、近隣住民（自主防災組織等）やボランティア組織等との連携など、入所者等の安全確保の体制を整える。また、市と在宅の避難行動要支援者の避難所としての協定を結ぶ。

#### イ 施設・設備の安全性確保

社会福祉施設の耐震診断の実施や耐震補強を進めるとともに、施設・設備等の日常の点検と整備を行う。また、自家発電機など災害時に必要な設備の設置に努める。

#### ウ 食糧や飲料水等の備蓄

各施設管理者は、食糧や飲料水、医薬品、生活必需品、緊急ベッド等の備蓄に努める。食糧や生活必需品の備蓄においては、やわらかい食品など、対象者の状況に配慮した選定に心がける。

#### エ 防災教育・訓練の実施

市と施設管理者は、防災知識の普及や意識啓発のための教育を行うとともに、近隣地域と連携した防災訓練の定期的実施を図る。特に重度障害者、寝たきり高齢者等の避難訓練を実施しておく。

#### オ 避難確保計画の作成等

市は、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に位置し、つくば市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成や避難訓練の実施に必要な支援等を行うものとする。

### (3) 外国人対策

災害発生時に外国人が言語の違いによる意思疎通の困難さのために孤立することなく、迅速かつ的確に行動できるよう、平常時から外国人登録等によりその人数や所在を把握し、外国人向けの災害時マニュアル配布や避難に関する表示の外国語標記、通訳者やボランティアの把握・確保、相談窓口の設置など、情報提供・伝達体制の充実を図る。

### (4) 生活保護法の適用対策

災害により生活に困窮し、生活保護法による保護が必要となる場合、速やかにその要否を決定できる体制をとれるよう、関係機関の連携を密にしておく。

---

## 第9節 帰宅困難者への対応体制の整備

---

### 第1 目的

本市には多数の事業所や学校、研究施設、集客施設等が立地しており、それらの従業者や来訪者などが災害により帰宅困難となった場合に、適切な対策を事前に講ずることにより、迅速な避難誘導に役立てる。

### 第2 業務内容

#### (1) 帰宅困難者の想定

災害の発生時刻や規模等に応じ、市内で発生する帰宅困難者数や地区別の分布等を予測し、道路の混雑や公共交通機関への殺到、市内避難所への殺到、飲料水や食糧の不足など想定される事態を検討し、対応計画を作成しておく。

#### (2) 帰宅困難者対策の推進

災害時には、事業所や施設等で、従業員等ができるだけ事業所等施設内にとどまり、情報の入手や食糧、飲料水等の確保に努めるよう、事業所等が情報伝達手段や備蓄の確保を平常時から行うことを指導、啓発する。また、交通事業者の情報提供体制の確立や一時滞在施設の指定、避難施設における帰宅困難者支援マニュアルの策定等を進める。

---

## 第10節 食糧、飲料水、生活必需品等の確保

---

### 第1 目的

災害時にライフラインや物流の途絶等で不足が予想される食糧、飲料水、生活必需品等について備蓄及び供給の体制を整え、避難者や被災市民の生活を守るように準備する。

### 第2 業務内容

#### (1) 個人備蓄の推進

自らの安全は自らが守る「自助」が防災の基本であることを周知し、最低3日分の食糧、飲料水等の備蓄（特にローリングストックの推進）や、非常持出品（応急医薬品、懐中電灯、ラジオ、乾電池、衣類等）の個人や世帯、事業所単位での準備についての啓発、普及を図る。

#### (2) 市の備蓄推進

市の食糧備蓄は、公的備蓄及び流通在庫備蓄の2形態とし、想定されるり災人口の概ね3日分を目標に、指定避難所や公共施設での備蓄を図る。また、避難生活に必要な毛布等の備蓄に努める。

#### (3) 必要物資の調達体制の整備

市は、災害時に必要な物資の円滑な調達のため、関係業界団体との協定など必要な措置を講ずる。指定避難場所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄品場所の確保等に努める。

##### ア 関係業界団体等との連携

災害救助用米穀等の関係機関との協力体制確立や、食糧や生活必需品の生産者、生活協同組合、農業協同組合、その他販売事業者等との災害応援協定締結、仮設トイレ設置やし尿処理に関する事業者との協定など、必要物資の調達に関する協力体制を整備しておく。

##### イ 情報機器の活用

避難所での必要物資を把握し、迅速な調達を行うため、情報ネットワークによるシステム構築を推進する。

##### ウ 医薬品供給の協定締結

長期保存が困難な医薬品類について、販売業者との協定やつくば市薬業会、つくば市医師会への在庫医薬品供出協力要請等により、調達体制を確保する。

#### (4) 応急給水体制の整備

災害により上水道施設が損壊し、水の供給が困難になる場合に備え、応急給水活動、応急復旧の行動指針を策定し、その徹底を図るとともに、応急給水用資機材の備蓄、更新、調達体制の整備、代替水源の浄水処理した水の飲用適否に係る検水体制の整備を図る。

## 第11節 保健衛生・防疫体制の整備

### 第1 目的

災害発生時の防疫対策、保健衛生、廃棄物処理対策等を事前に定めることにより、衛生環境の維持を図る。

### 第2 業務内容

#### (1) 感染症対策

災害時における感染症対策及び食品衛生監視・指導活動のマニュアルを作成するとともに、災害時の衛生、安全に関わる事項について市民への周知を図る。また、避難所における衛生管理対策に関する計画を検討する。

#### (2) 保健衛生対策

災害時の保健救護活動及び健康相談を適切に実施するためのマニュアルを作成するとともに、医療・福祉関係機関やボランティア組織、スポーツ等の各種団体と連携して、市民の自主的な健康管理、健康増進、疾病予防を促進する取組を進める。

#### (3) 遺体対応体制の整備

遺体安置所の候補場所を選定するとともに、検死の実施体制、火葬場の維持管理体制、柩や納骨壺、ドライアイスの調達計画、火葬等に関する広域応援体制の確立を図る。また、身元確認の調査方法の研究を進める。

#### (4) 災害廃棄物処理体制の整備

大規模災害時には、大量のがれきなど災害廃棄物処理が必要となり、その対応体制を整える。

##### ア 廃棄物処理施設等の災害予防対策

災害発生時に、現行の廃棄物処理施設が最大限機能できるよう、施設の点検、耐震化、不燃堅牢化を進めるとともに、非常用自家発電設備や断水時に備えた地下水及び河川水の確保等の対策を推進する。

##### イ 災害時の廃棄物処理計画

大規模な災害の発生を想定し、ごみやし尿、がれき等の発生量を予測した上で、収集・運搬体制や仮置場の配置、処理の方法や手順、広域的な処理・処分方法を定めた災害廃棄物処理計画を策定し、必要な資機材の備蓄や調達方法の確立等に努める。

---

## 第12節 応急教育体制の整備

---

### 第1 目的

教育現場における防災対策やケア対策の体制を整えることで、災害発生時及びその後の教育現場の混乱を最小限に抑え、教育活動の継続性の確保を図る。

### 第2 業務内容

#### (1) 教育現場での防災対策の強化

幼稚園や小中学校をはじめとする各教育施設において、災害を想定した防災計画の作成を推進し、災害発生時の連絡体制や地域との役割分担体制等を定める。また、防災訓練や防災教育の推進を図る。

#### (2) 教育現場での心のケア対策

阪神・淡路大震災や東日本大震災等の既往災害における児童生徒の心的外傷ストレス（P T S D）の実態を研究し、活用するとともに、学校教職員等関係者に対して児童生徒の心のケアに関する研修等を実施し、対応体制の強化を図る。

#### (3) 家庭・地域との連携

P T A活動の充実を図り、学校と地域の関係、市民相互の交流を深め、災害発生時の自主的救援活動の基盤形成に努める。また、社会教育においても防災知識の普及と啓発に努め、特に自主的な救援・救護活動体制の強化に向けて、日常的な啓発活動を行う。

---

## 第13節 ボランティア活動の支援体制の整備

---

### 第1 目的

近年の災害時にボランティア活動が果たした役割の重要性に鑑み、ボランティア活動の支援や育成に努め、ボランティアとの有効な連携体制を確立する。

### 第2 業務内容

#### (1) ボランティア活動の普及・人材育成

市及び市社会福祉協議会は、県等と連携し、市民のボランティア意識の高揚、市民や企業等のボランティア活動の普及、学校教育におけるボランティア活動の拡大等に努め、活動者に対する情報提供など様々な施策を展開し、活動環境の整備及び人材育成を図る。

#### (2) ボランティア受入窓口の整備

市は予め一般ボランティアの「担当窓口」を設置する。一方、市社会福祉協議会は災害発生時にボランティア活動の「受入窓口」になるため、その円滑な形成と運営ができるよう体制を強化するとともに、他自治体の社会福祉協議会との相互応援協定の締結を進める。

#### (3) ボランティア活動支援体制の整備

災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、各種の支援体制を整える。

##### ア ボランティア活動拠点等の整備

市社会福祉協議会は、災害時にボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、必要な通信機器等の資機材の整備を進める。

##### イ 情報の提供

ボランティア自らが主体的な活動をできるよう、各種災害情報、活動ニーズ情報等の提供ができる体制を整える。

##### ウ 活動体制拡充への支援

防災ボランティアのリーダー育成、活動参加機会の提供、ボランティアネットワークの構築等についての支援を行う。

##### エ ボランティア保険への加入促進

市及び市社会福祉協議会は、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、加入者への助成に努める。

---

## 第14節 市民及び事業所の防災活動の促進

---

### 第1 目的

市民自身が防災知識と技術を身につけられる防災教育、地域住民の共助の精神に基づく自主防災組織等の整備充実、育成強化を進めることにより、災害から自らの命や家族、財産、地域を守る力を高める。

### 第2 業務内容

#### (1) 市民の防災知識の普及・啓発

市は各種防災知識の普及啓発活動により、市民の防災意識の向上に努め、災害時に的確な防災活動をとれる対応力の向上を図る。

##### ア 防災知識の普及・啓発

一般市民に対し、以下の内容について知識の普及・啓発に努める。

- (ア) 気象や土砂災害、地震等に関する知識
- (イ) 風水害時の危険性
- (ウ) 災害の前兆現象
- (エ) 避難経路や避難場所・避難所、災害危険箇所
- (オ) 家屋の補強など家庭での予防・安全対策
- (カ) 火気の始末や避難など災害時の心得
- (キ) 注意報・警報発令時にとるべき行動
- (ク) 避難指示や避難勧告等の内容
- (ケ) 避難行動要支援者への支援協力方法
- (コ) 救命・救助の方法に関する知識や技術
- (サ) 自主防災組織の必要性和活動内容
- (シ) 水害時等における避難方法
- (ス) 生活再建に向けた事前の保険等への加入
- (セ) 災害時におけるペットを守る飼い主の心得

##### イ 多様な方法での普及・啓発活動

普及・啓発内容に応じて、各機関において、以下の方法を適宜選択し、効果的な防災教育活動を行う。

- (ア) 広報紙、パンフレット、ホームページ等の活用

広報紙、パンフレット、ホームページ等を活用し、防災知識の普及、防災意識向上を図る。

(イ) 講習会等イベントの開催

防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会、出前講座、その他イベント等を開催し、防災知識の普及、防災意識向上を図る。

(ウ) その他メディア等の活用

テレビ、ラジオ、CATV等の番組の活用、映像等の製作、携帯メール等の活用、SNSによるメッセージ配信など、多様な方法での普及・啓発に努める。

(2) **学校等における防災教育**

幼稚園、小中学校（以下「学校」という）では、必要に応じて研究機関等の専門知識を活用し、児童生徒等の発達段階に応じた防災教育、教職員等への教育を行う。

ア **児童生徒等に対する防災教育**

児童生徒等の発達段階に応じて、災害時の身体の安全確保の方法、助け合いの必要性、災害のしくみ、防災対策の現状等を内容とし、起震車、防災指導車等を活用した体験的学習、総合的な学習の時間の活用等によって防災教育を推進する。

イ **教職員等に対する防災教育**

災害時における教職員の対応手引書等の作成・配布、心肺蘇生法等の指導者研修会等により、指導者としての資質向上を図る。また、PTAと連携して防災講座を実施し、教職員、保護者の防災意識の高揚に努める。

(3) **事業所等に対する防災教育**

各種事業所及び各種団体等において、気象等の基礎知識、防災に関する心得、救命・救助の知識や技術等を内容とする防災教育を、講習や映像等の方法で推進する。

(4) **職員に対する防災教育**

あらゆる機会を利用して、職員に対する防災教育を実施する。

ア **応急対策活動の習熟**

災害対応要員に対し、行動マニュアル等の活用等による研修を行い、応急対策活動能力の向上を図る。

イ **研修会や講演会等による教育**

学識経験者や関係機関の専門職員を講師とした研修会、講習会のほか、各種防災研修ツールの活用等により、災害の原因や対策等の科学的、専門的知識や災害時の対処方法の習得、習熟を図る。

(5) **自主防災組織の育成と活動促進**

地域での主体的防災活動の有力な単位となる自主防災組織をはじめとした防災活動組織の結成を拡大し、その活動環境の整備を積極的に行う。

### ア 自主防災組織の育成

防災講演会や研修会、パンフレット等を通じて市民に自主防災組織の重要性や役割を啓発し、自治会や事業所の防災組織を母体として適宜規模の調整をしつつ、新たな自主防災組織の結成を働きかけ、組織率の向上を図る。また、組織間の情報交換等による連携強化を支援するとともに、活動の中心となる防災リーダーを養成するための教育、研修会等を開催する。

### イ 自主防災組織の活動促進

自主防災組織の活動に必要な資機材の整備等への助成を行うとともに、各種情報提供、活動マニュアルの作成・提供等を通じて支援を行い、自主防災組織による以下の活動の活性化を促進する。

#### (ア) 平常時の活動

- ・避難行動要支援者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- ・日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- ・情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- ・消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等

#### (イ) 災害時の活動

- ・初期消火の実施
- ・情報の収集・伝達
- ・救出・救護の実施及び協力
- ・集団避難の実施
- ・炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
- ・避難行動要支援者の安全確保等

## (6) 事業所等の自主的な防災体制整備

事業所等に対し、的確な防災活動を行う自主的な防災体制の整備を働きかけ、災害時の安全確保と被害軽減を図るとともに、防災面での地域への貢献を促進する。

### ア 防災組織体制の整備促進

事業所内での自主的な防災組織体制の整備を促し、従業員や施設利用者の安全確保ができる環境を整える。

### イ 防火管理体制の強化

学校、病院、大規模商業施設等多数の人が出入りする施設で、消防法に基づき、防火管理者の選任、消防計画の策定、消防用設備の点検及び整備を行うよう指導する。

### ウ 危険物等施設及び高圧ガス関係事業者等の防災組織確立

災害時に周囲への影響が大きい危険物施設及び高圧ガス関係事業者等に対して、自主防災体制の設立、強化及び相互応援体制の確立に向けた指導、助言に努める。

---

## 第15節 筑波山麓地区防災計画

---

### 第1 目的

この計画は、筑波山麓において、大規模な土砂災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における市及び各地区の住民（以下、「住民」という。）の対応を平常時より整理し、各地区における個別の計画を作成することで住民の安全・安心を確保することを目的とする。

なお、筑波山麓地区とは、以下の土砂災害警戒区域を有する10地区をいう。

筑波山麓地区：上大島地区、筑波地区、国松上郷地区、国松下郷地区、沼田地区、  
臼井地区、立野地区、六所地区、山口地区、小和田地区

### 第2 業務内容

#### (1) 情報伝達体制の確保

住民は平常時から情報伝達体制を確保し、緊急時において円滑に情報を地区内に伝達できるよう努める。

#### (2) 防災行政無線のサイレン機能の活用

##### ア 市の防災行政無線のサイレン機能の活用

市は筑波山麓地区に防災行政無線の音声放送により避難勧告及び避難指示（緊急）を発令する際には、サイレン機能も併せて活用する。

##### イ 住民による防災行政無線のサイレン機能の活用

ただちに避難する必要がある等切迫した状況に陥った場合、防災行政無線のサイレンを鳴動することにより、速やかに避難行動をとるよう呼びかけるものとする。また、防災行政無線のサイレンが聞こえた場合には速やかに避難行動をとるよう平常時から地区内への周知に努める。

### 第3 個別計画の作成

地区ごとに住民は第2（1）、（2）イの内容について個別に計画を作成する。なお、計画の内容に変更が生じた場合は、速やかに市に報告をする。

---

## 第16節 訓練計画

---

### 第1 目的

関係機関相互の連携のもと、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施し、防災意識の啓発と防災活動の実践力の向上を図る。

### 第2 業務内容

#### (1) 総合防災訓練

防災関係機関や自主防災組織、ボランティア組織、事業所、一般市民の参加を広く呼びかけ、災害対策本部の設置から避難、救出・救助、火災消火、ライフライン復旧、緊急物資輸送、被害情報収集伝達などを様々な内容で構成する総合防災訓練を実施する。訓練時には、歩行者または車両の道路通行制限も実施する。

#### (2) 市等が実施する防災訓練

市や防災関係機関は、様々な機会を捉えて、以下のような防災訓練を実施する。

##### ア 避難訓練

市が中心となり、自主防災組織や事業所、市民の参加・協力を得て避難訓練を毎年1回以上実施するとともに、幼稚園、保育園、小中学校、病院、社会福祉施設等においても避難訓練の実施を指導する。

##### イ 非常参集訓練

各防災関係機関で、災害時の職員の配備を迅速に行うため、休日及び夜間等における非常参集訓練を行うと同時に、本部設営訓練、情報収集伝達訓練も実施する。

##### ウ 通信連絡訓練

気象予警報や被害情報等の迅速かつ確実な伝達、及び通信途絶時を想定した連絡手段確保等について、訓練を実施する。

##### エ 水防訓練

効果的な時期を選定し、浸水想定区域、重要水防箇所のある地区等洪水発生の恐れのある地域で水防活動の訓練を行う。

##### オ 消防訓練

現有消防力の合理的運用によりの確な防御活動が行えるよう、消防技術の徹底及び習熟を目的として必要な訓練を行う。

##### カ 図上訓練

各種災害を想定し、図上における訓練を実施する。

**キ 土砂災害に係る避難訓練**

土砂災害警戒区域及び土砂災害警戒区域において、土砂災害の発生を想定した避難訓練を実施する。

**(3) 事業所、自主防災組織、住民等の訓練**

事業所や自主防災組織においても、それぞれ主体的に防災訓練を実施し、災害対応力を高めるとともに、市民一人ひとりの防災行動力を高める啓発を行う。

**ア 事業所における訓練**

学校、病院、工場、事務所、大規模商業施設等、消防法で定められた施設の防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的の実施するとともに、市や地域の防災組織が行う防災訓練にも積極的に参加する。

**イ 自主防災組織における訓練**

各地域防災組織は、市等の指導のもと、初期消火、応急救護、避難、避難行動要支援者の安全確保等を内容とする組織的な訓練の年1回以上の実施に努める。

**ウ 一般市民の訓練**

市民が、各種防災訓練に積極的・主体的に参加するとともに、家庭や地域での防災対策の実践や話し合いなど、防災行動を継続的に実施するよう、啓発に努める。

**(4) シェイクアウト訓練**

市内全域で同時刻において、地震の際の安全確保行動「まず低く、頭を守り、動かない」を身につける機会として、シェイクアウト訓練を実施し、防災意識の向上を図る。

---

## 第17節 業務継続計画

---

### 第1 目的

行政、事業者が災害発生時に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針を定める「業務継続計画（BCP）」を策定し、行政経営機能への影響を最小化に抑える。

### 第2 業務内容

#### (1) 行政のBCP策定

行政機関自体が被災し、重大被害を受けることを前提とし、応急・復旧業務や中断できない通常業務に優先順位をつけて整理したBCPを策定する。行政のBCPは、地域防災計画を補強する役割を担い、応急・復旧業務の実効性を高めるためのもので、継続すべき重要業務を絞り込み、その継続を危うくする被害を抽出し、再調達や復旧の制約となる要素（ボトルネック）の明確化とそれへの重点的対処、指揮命令系統の維持など危機管理要素を含んだものとする。

#### (2) 事業者のBCP策定

事業者（企業）が、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、重要業務を継続するためのBCPを策定するよう、情報提供等を進めるとともに、策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展への条件整備に努める。優良企業表彰や事業者の防災に係る取組の積極性評価等により、策定への取組を促す。